

日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準

1. 専門分科会への助成金は、当該年度学会の会計区分に計上された額（以下「予算額」という。）を基礎配分額と付加配分額に分ける。
2. 基礎配分額は、予算額の10分の3の額とし、専門分科会に均等配分する。
3. 付加配分額は、予算額から基礎配分額を差し引いた額とし、専門分科会会員数により設定する配分係数により、専門分科会に比例配分する。

(会員数)	(配分係数)
1,000名以下	1
1,001名以上2,000名以下	2
2,001名以上3,000名以下	3
3,001名以上	4

4. 付加配分額の配分係数は、前年9月末日現在の専門分科会の会員数をもって当該年度分に適用する。
5. この基準の改廃は、学会理事会の議を経て評議員会の議決を要する。

附 則

1. この基準は、平成2年4月1日より施行する。
2. 日本歯科医学会専門分科会に対する助成金配分係数基準（昭和51年8月30日制定）は、平成2年3月31日をもって廃止する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。